

第 13 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和 6 年 7 月 25 日 13 : 30 ~ 13 : 57

場 所 役場庁舎 会議室

出席委員（承認印）

1 番 埜田	2 番 八田	3 番 佐藤	4 番 内田	5 番 大島	6 番 鈴木	7 番 山口
8 番 水崎	9 番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：大島委員

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

6 番 鈴木委員
7 番 山口委員

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 7 月の業務報告について
- (3) 8 月の業務予定について
- (4) あっせん報告について

4 議案

- 第 1 号 合意解約通知の成立状況の確認について
- 第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 3 号 職権による登記地目変更願について
- 第 4 号 農地パトロール（利用状況調査）の実施について

5 協議事項

- (1) 農地のあっせんについて
- (2) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 8 月 26 日（月）午後 1 時 30 分から
- (2) その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第１３回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、大島委員より欠席の届出がありましたので報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１２名で定足数に達しております。 それでは、これより先は議長の進行でお願い致します。
議長	お忙しい中大変ご苦勞様でございます。 それではさっそく会議を進めていきたいと思います。 まず日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ６番 鈴木委員、７番 山口委員この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告についてですが、 １８日に南十勝農業委員会会長・代理・局長会議ということでですね。 自分自身も出席した会長・代理の皆さんも初めて農協サイロを見るということですね、あまりにも規模が大きくて感動したんですけど、それを９人でですね、１１７本のサイロを管理しているということで、１台荷下ろしの車が来てたんですけども、さすがにあの製品ということで、埃も出ないなということ。うちらが開けるときは埃がうわーと出るんですけど、埃もほとんど出ないような感じでですね、これが去年の麦なんですけども、管外から持ってきた物ということで、なかなか海の交通の便を考えると、十勝港って条件が良いみたいで人気があるんだよというような話でありました。あと、温度管理ですね。自然に置いておいたら温度が上がっちゃって腐るので、冬場は三本ぐらい開けておいてそこに入れ替えを順繰り順繰りしていく作業がけっこう大変なんだよという話をしていました。 そして、会長・代理研の中で更別の方からですね、春の研修会ありましたよね。一泊とまるやつ。あれが非常に次の日辛いということで、次の日はどうしてやるのという質問出てたんですけど、次の日やらないと宿泊費が出ないということと、あとやっぱり日帰りではなかなか懇親を深められないのではないかとということで、こういうことはやっぱり大事にしていっての方が良いということで、来年もやることになりましたので、ぜひよろしく願いいたします。 あと出席した埴田代理から何かありますか。
埴田代理	いや、ほとんどおっしゃったのでないです。
議長	局長の方からは。
事務局長	ないです。
議長	その他、皆さんから何かありますか。
委員	（「ナシ」の声）

事務局長	議案第 1 号 合意解約通知の成立状況の確認について 合意解約の番号 1 番について事務局から説明願います。 議案 7 ページをご覧ください。 番号 1 番です。 貸主は、汐川純子さんで、借主は、八田富雄さんです。 中段をご覧ください。令和 4 年 1 月 1 日から農用地利用集積計画により賃貸借をしていましたが、令和 6 年 7 月 1 0 日をもって合意解約する通知の提出がありました。 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。 議長 ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。 委員 (「ありません。」の声) 議長 質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。議案第 1 号 合意解約の番号 1 番について、承認決定することに異議ありませんか。 委員 (「ありません。」の声) 議長 議案第 1 号 合意解約の番号 1 番は、原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 (八田委員着席) 議長 会議を再開いたします。 事務局 議案第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について 売買の番号 1 番について、事務局から説明願います。 議案 8 ページをお開きください。 今回の案件は、売買 4 件、賃貸借 1 件です。 議案 9 ページ、売買の番号 1 番です。 農地売買等事業による北海道農業公社から(有)旭栄農場への売渡の案件です。
-------------	---

	土地の所在は、栄東 1 線 3 4 2 番 9 の 1 筆、17,601.00 m²の農地です。 所有権移転の時期は、令和 6 年 7 月 2 6 日、対価の支払期限は令和 6 年 9 月 3 0 日です。 売渡価格は 4,220,000 円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号 1 番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決されました。 続いて、 売買の番号 2 番について、事務局から説明願います。
事務局	議案 9 ページ、売買の番号 2 番です。 農地売買等事業による北海道農業公社から（有）平和農場への売渡の案件です。 土地の所在は、元札内東 3 線 3 7 6 番の 1 筆、30,146.00 m²の農地です。 所有権移転の時期は、令和 6 年 7 月 2 6 日、対価の支払期限は令和 6 年 9 月 3 0 日です。 売渡価格は 6,480,000 円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号 2 番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 2 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号 2 番は原案どおり可決されました。

	次の番号３番については、 埵田代理が当事者となっている案件ですので、 農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の 審議開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （埵田代理退席）
議長	会議を再開いたします。 売買の番号３番について、事務局から説明願います。
事務局	議案９ページ、売買の番号３番です。 農地売買等事業による北海道農業公社から埵田隆志さんへの売渡の案件で す。 土地の所在は、共栄東３線１４４番２のほか、合計２筆、54,078.00㎡の農 地です。 所有権移転の時期は、令和６年７月２６日、対価の支払期限は令和６年９月 ３０日です。 売渡価格は１７,８４０,０００円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号３番について、質疑を受けたいと思います。質疑はあ りませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号３番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号３番は原案どおり可決されました。 暫時休憩いたします。 （埵田代理は着席）
議長	会議を再開いたします。 売買の番号４番について、事務局から説明願います。
事務局	議案１０ページ、売買の番号４番です。 農地売買等事業による北海道農業公社から宮村浩二さんへの売渡の案件で す。

	土地の所在は、西戸蔦東４線１６６番２のほか、合計１４筆、73,773.35㎡の農地です。 所有権移転の時期は、令和６年７月２６日、対価の支払期限は令和６年９月３０日です。 売渡価格は１６,２３０,０００円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号４番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号４番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号４番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。 続いて、 賃貸借の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局	議案の１０ページをご覧ください。賃貸借の番号１番です。 貸し主は、岡田紀明さんで、借り主は（有）新札内生産組合です。 土地の所在は、西戸蔦東１線１７５番１のほか、合計４筆、47,101㎡の農地となっています。 賃貸借期間は、令和７年１月１日から令和１６年１２月３１日までの１０年間で、借賃については、除地４,015㎡の部分を除いて、年額３２３,０００円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。

事務局長	次に、議案第３号 現況証明願の承認について 番号１番について事務局から説明願います。 議案の１１ページをご覧ください。 番号１番です。 申請者は、北嶋順子さんで、登記地目の畑を現況地目の雑種地・山林に変更するための申請です。 土地の所在は、新札内南東５線２３１番１のほか、合計４筆、17,799.00㎡の土地です。 １２ページに位置図を、１３ページに地番図をお付けしています。 現地確認は、出羽会長、水崎保好委員、鈴木委員が行っています。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号１番について、現地確認委員３名を代表して ６番 鈴木委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
鈴木委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。
事務局長	次に、議案第４号 農地パトロールの実施について、事務局から説明願います。 別冊の総会資料ＮＯ．１をご覧ください。 表紙をご覧ください。去年ですと、８月の総会のときに同じような説明させていただいたんですけども、７月は改選だった関係で去年は一ヶ月遅く９月にパトロールしていただいたかと思うんですけど、年に一回必ずやることになっていまして、今年も提案させていただきます。 表紙下ですね、農地パトロールの方法ということで、基本は、地区割ごとで、その地区のメンバーでお願いしたいなと思います。ただどうしても都合がつかないときがあるかなと思いますけどそこはその地区の中でも担当区域を決め

	て、とか分担して行っていただきたいなと思っております。 遊休農地等があった場合は、農地パトロール実施報告書に記入してください。記入例については４ページをご覧ください。地図にも位置がわかるように情報等も記入してください。 実施後は８月２６日までに農業委員会へ提出してください。 ５ページをご覧ください。農地転用の履行状況を、外景からで構いませんので確認していただきたいと思います。気になる所がありましたら、農業委員会へご連絡いただきたいと思います。農地転用の場所についてはこの冊子の一番最後、５ページにですね、転用でまだ完了されてない場所を図面で記載しています。 戻りまして１ページですね、農地パトロール、正式には利用状況調査といますが、農地法抜粋の上段になりますが、農地法第３０条において毎年１回、その区域にある農地の利用状況について調査するよう法律により、平成２１年１２月から義務付けられた調査となります。 その下の欄ですけれども、要はちゃんと利用されているかどうかということですね。 第２条ではパトロールの期間、４月から９月に行うことと、 第３条ではパトロールの内容、遊休農地のおそれのある農地の把握、農地法の許可（転用）した所を見てくださいという形となっております。 ４ページには後ほど総会終わった後に報告書お渡ししますけれど、その記載例を載せております。 総会終わった後に、農地転用の他、事務局が気になる所を別紙で作っておりますのでその一覧表も地図と併せてお渡ししたいと思います。 以上、よろしくお願いします。
議長	例年通りの形で行うということをお願いしたいと思います。 不明な点などありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	今年度の農地パトロールは、８月２６日までに実施するということでよろしいですか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは今年度の農地パトロールについては ８月２６日までに実施ということで決定いたします。 以上で議案の審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 （１）農地のあっせんについて 売買の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	今月は、売買のあっせん申出が１件となります。 議案の１５ページをご覧ください。売買の番号１番です。

	土地所有者は、汐川純子さんで、土地の所在は、元大正基線 1 7 6 番 1 の他、合計 1 0 筆、38,067.00 m²の農地です。 1 6 ページに位置図を、1 7 ページに地番図をお付けしております。 説明は以上です。
議長	ただいま説明がありました。 それでは、売買の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないようですので、番号 1 番について、あつせんすることに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 1 番は、あつせんすることに決定いたします。 それでは売買の番号 1 番について、あつせん委員の指名をします。 1 番 埴田代理、2 番 八田委員、4 番 内田委員を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 次に協議事項(2)その他については、事務局からないようですので、皆さんから何かございますか？
委員	(「ナシ」の声)
議長	それではないようですので、続いて、日程 6 (1) その他ですが (1) 次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	(1) 次回の総会ですが、8 月 2 6 日(月)午後 1 時 3 0 分から役場庁舎・議場の方でお願いいたします。
議長	次回の総会は、8 月 2 6 日月曜日の午後 1 時 3 0 分からということで開催場所は、役場庁舎・議場でお願いいたします。
議長	(2) その他 事務局から何かありますか。
事務局長	ありません。
議長	その他 皆さんから何かありますか。
委員	(「ありません。」の声)

議長	それではないようですので、以上で第 1 3 回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 (「お疲れ様でした。」の声) (1 3 時 5 7 分閉会)
----	--

本議事録は、会議の顛末について記録されており、間違いないことを認めここに署名する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

議 長 _____

署名委員（議席 番 _____）

署名委員（議席 番 _____）